



2019年4月26日

各 位

会 社 名 T O T O 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 喜 多 村 円  
社 長 執 行 役 員  
コ ー ド 番 号 5332 (東証・名証第1部、福証)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 田 中 義 久  
(TEL : 03-6836-2024)

### 当社株式の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続(廃止)について

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において「当社株式の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入いたしました。その後、直近では2016年6月29日開催の当社第150期定時株主総会の決議により更新(以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます)いたしました。

本プランの有効期限は、2019年6月開催予定の第153期定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、この有効期限をもって本プランを継続しないことを、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます)を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして買収防衛策を継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化を注視しつつ、本プランが及ぼしうる影響等を慎重に検討した結果、本プランを継続せずに、有効期限をもって廃止することといたしました。

なお、当社は本プラン廃止後も、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。また、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以 上